

石川県公立大学法人

令和5年度業務実績に関する評価結果

令和6年9月

石川県公立大学法人評価委員会

I 全体評価

中期計画の達成に向け、計画どおり進んでいると認められる。

グローバル化や情報化が進展する中で国家間の競争はいよいよ熾烈を極め、その一方で、人類の持続的な発展に向けて様々な協調が進められている。このような時期に少子高齢化と人口減少が進む我が国にあって、知識基盤の確立は必至であり、知の拠点としての大学の役割はいよいよ大きい。石川県立看護大学及び石川県立大学は、社会のための大学として、教育、研究及び地域貢献に係る使命を果たすべく、平成 23 年 4 月に 1 法人 2 大学からなる石川県公立大学法人に移行した。

第 1 期中期目標期間（平成 23 年度～平成 28 年度）においては、「学生満足度の高い教育の提供」「地域貢献活動の推進」「広報活動の充実」「弾力的・機動的な運営」を柱に掲げ、大学法人の基盤整備に向けて取り組んだ。

第 2 期中期目標期間（平成 29 年度～令和 4 年度）においては、「大学教育機能の強化」「地域連携・地域貢献機能の強化」「ガバナンス機能の強化」を新たな 3 つの柱に掲げ、教育研究等の機能の改善に向けて取り組んだ。

第 3 期中期目標期間（令和 5 年度～令和 10 年度）においては、地域から支持される特色と魅力ある大学を目指し、教育の質の向上・学生支援及び学生の確保、研究の質の向上・良好な教育研究環境の整備、産学官連携・地域貢献の一層の推進に重点的に取り組むこととしている。

令和 5 年度は、第 3 期中期目標期間の最初の事業年度であり、中期計画の達成に向けて年度計画を着実に実行することとしたが、このことについては計画どおり進んでいると認められる。

石川県立看護大学では、学士課程教育に新規科目「臨床推論・臨床判断演習」を導入したほか、教育のDX推進の一環として、新 1 年生から電子教科書を全面的に導入し、ペーパーレス授業を開始した。地域貢献については、特定行為研修を含む皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程の令和 6 年度開講に向けて、教育機関として公益社団法人日本看護協会の認定及び研修機関として厚生労働省の指定を受けた。

令和 6 年能登半島地震においては、県の要請を受け、避難所での健康観察・感染予防等運営支援や高齢者施設での褥瘡ケア、県立田鶴浜高等学校への教育環境等の提供といった復旧・復興に向けた支援活動を実施している。

今後とも、社会ニーズと国や県の政策に照らした教育課程の充実を進め、県内の市町等との連携や国際交流に努めることで、保健・医療・福祉の幅広い領域での人材育成と地域の健康・福祉の充実に貢献することが期待される。

石川県立大学では、生物資源環境学部の3学科7コースになったカリキュラムによる3年目の教育に鋭意取り組んだ。国際交流については、学生と教員がタイのランシット大学を訪問し、学生交流やフィールド調査、タイに進出している県内企業での研修を実施した。地域貢献については、炭素繊維複合材料の素材としての天然繊維「麻」の育種や田んぼダムの研究、トキ放鳥に向けた田んぼの生きもの調査、穀物ヨーグルトの開発、県立大学発ベンチャーとの共同研究等、県内企業や行政等と連携した取り組みを推進した。

令和6年能登半島地震においては、農業、畜産、食品及びその基盤に関する「能登復興支援プロジェクト」9件を立ち上げ、復旧・復興を支援する活動を開始した。

今後とも、社会ニーズに照らして、新たな農業環境や地域産業の変化に対応できる人材の育成を進めるとともに、地域が抱える課題解決と産学官連携を通じた産業復興に取り組むことが期待される。

大学法人の年度計画全体としては、計画事業の78項目が順調に実施されており、評価委員会による項目別評価においても、全項目がA評価(計画どおり進んでいる)となっている。

以上のことから、令和5年度の業務実績の全体としては、中期計画の達成に向け、計画どおり進んでいると認められる。

業務実績評価の全体評価は以上であるが、本評価委員会は、令和6年能登半島地震の対応についての関心が特に強く、次のように参考意見を付す。

能登半島は過疎化が進み、その一方で、豊かな自然・文化・コミュニティが維持されるなど、列島特有の長短の事象を縮図とする代表的な地域でもある。令和6年能登半島地震は、わが国そして人類が抱えるハザード(潜在的な危機)を一挙に顕在化させ、人間社会の本来のあるべき姿を再認識させた。

石川県公立大学法人の両大学は、県の要請を受け、被災地住民の健康観察や疾病対応等の人的支援、崩壊した農業・畜産・食品等の産業支援等に、全学をあげて取り組んでいる。今後とも県との連携を密にして復旧・復興に尽力されたい。

他方、大学は教育・研究・地域貢献を使命とする社会における知の拠点である。人類の持続的発展が問われている今日、両大学は能登半島地震を体験した地元の大学として、社会のあるべき姿と大学の使命を重ねることで、知的活動の最前線に立つことが期待される。

石川県立看護大学の「看護学部」では、疾病に関わる看護をライフサイクルとして捉えることで有為な看護師を養成している。看護専門領域と人間科学領域を統合した教育プログラムは、看護学を健康・疾病・障害を包摂する科学と位置づけ、さらには社会や環境等を視座としたウェルビーイングを目指している。被災地住民の心身のケアは復旧・復興の要諦であり、県と一体になって急がねばならない。その先には、病める現代社会の復興とも言えるコミュニティの再生があり、そこではウェルビーイングが基軸となろう。

石川県立大学の「生物資源環境学部」では、「農学」を「生産・環境・食品」の複合専門領域として捉え、社会ニーズに応える体制をもって教育研究を推進している。社会ニーズは、生産としての農業（仕事）、バイオキャパシティをもつ自然環境、安全な食品の開発・生産・加工である。能登地域の産業の復興は最大の懸案であり、県と連携した取り組みを加速せねばならない。そして、社会ニーズを基本とする石川県立大学のコンセプトは、わが国そして人類の来し方の復興であり、持続的発展に向けたロールモデルの構築が期待されよう。

II 項目別評価

1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の28の小項目のうち、6項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、22項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 教育のDX推進のため、新1年生から電子教科書を導入し、ペーパーレス授業を開始した。また、操作に不慣れな学生のための学習支援として情報ガイダンスの実施や、講義室のネットワーク環境を整備した。
- ホームページの改修を行い、大学の特徴や入試情報の動画も取り入れわかりやすく発信するとともに、スマートフォンやタブレットからも見やすいものにした。また、要望のあった県内高校へ教員を派遣し、看護職に関連した出前講座を実施したほか、学校推薦型選抜入学試験における1校あたり推薦枠を拡大した。
- 令和6年度開講に向けて、皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程の教育機関として公益社団法人日本看護協会の認定、特定行為研修の研修機関として厚生労働省の指定を受けた。令和6年度受講生の入学試験に全国から71人の応募があり、県内11人を含む30人が合格した。また、令和6年能登半島地

震における被災者支援として、「避難所での健康観察・感染予防等運営支援（金沢市内）」や「高齢者施設での褥瘡ケア及び相談、助言（輪島市内）」、「県立田鶴浜高等学校の生徒への実習設備等の教育環境の提供」を行った。

2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の27の小項目のうち、4項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、23項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 新入生の学修のつまずきを防ぐため、民間の国語力検定を活用して学修の支援が必要な学生を早期に発見し、学生アドバイザーが個別に支援した。また、学生の悩み等の早期把握・対応のため、全学年を対象に年2回、メンタルヘルス調査を実施し、悩み等がある学生に対し保健室から積極的に連絡をとり面談した。
- 学部生の確保に向けて、県内外での学生募集説明会やSNSの定期的な更新に取り組んだ。また、大学院生の確保に向けて、多様な人材の受け入れを促進するための方策を検討する大学院運営検討委員会を新設したほか、学部生の学会参加に対する助成や研究室インターンを実施した。
- 県立大学発ベンチャーとの共同研究として、合成生物学による植物由来の希少成分の製造や、メタン発酵システムの開発に取り組んだ。また、令和6年能登半島地震によって多くの被害を受けた地域の復旧・復興を支援するため、農業、畜産、食品及びその基盤に関する研究プロジェクトを立ち上げ、9チームが活動を開始した。

3 業務運営の改善・効率化に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の9の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、8項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 大学のガバナンス体制の構築の観点において、石川県立看護大学では、学長のリーダーシップを発揮できる学内運営体制を構築するため、将来構想委員会及び運営連絡会議を開催し、さらには学内の運営体制の強化のため、看護学部長の職を新設した。石川県立大学では、理事長・学長の研究室訪問や、教職員の研究内容のヒアリング等を通じて、情報の共有と相互理解を深め、大学運営に反映した。また、大学発ベンチャー企業を支援するため、大学発ベンチャー認定・支援制度を創設し、県立大学発ベンチャーに2社を認定した。
- 事務組織等の効率化の観点において、石川県立看護大学では、倫理委員会への申請や情報システムの利用のための学内手続きをオンライン化した。また両大学では、教育研究審議会等の会議資料のペーパーレス化を推進した。

4 財務内容の改善に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の4の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 外部研究資金の獲得に向けて、石川県立看護大学では、研究サポート集会や申請書類作成の指導、若手教員にはシニアの教員が支援し、科学研究費補助金の令和5年度の新規申請件数が最多となった。石川県立大学では、外部研究資金に関する情報を収集し周知したほか、獲得状況を教授会等で毎月報告し、積極的な応募を奨励した。この結果、外部研究資金の獲得件数は増加し、石川県立看護大学109件、石川県立大学159件となった。

5 自己点検評価及び情報提供に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の3の小項目の、全項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 石川県立看護大学では、認証評価機関の提言を踏まえ、修了生が大学院での学修成果を勤務する医療機関で役立てているかを確認するため、アンケート内容を修正した。石川県立大学では、認証評価機関の提言を踏まえ、成績評価基準、大学院の研究指導計画、卒業論文の審査基準を明文化し、令和6年度から教員と学生で共有することとした。

6 その他業務運営に関する目標

| | | |
|----|---|-------------|
| 評価 | A | 計画どおり進んでいる。 |
|----|---|-------------|

年度計画に記載の7の小項目のうち、1項目が「Ⅳ（年度計画を上回って実施している）」、6項目が「Ⅲ（年度計画を順調に実施している）」と認められ、全項目がⅣ又はⅢ評価であることから、中期計画の実施状況は計画どおり進んでいると評価できる。

令和5年度の実績のうち、次の事項が注目される。

- 施設、備品等の整備として、石川県立看護大学では、看護スキルラボの整備等教育のDX推進や吸収式冷温水機の改修、動物実験棟の整備を実施した。石川県立大学では、農業土木実験棟の改修、核磁気共鳴装置等の教育研究備品の更新を実施した。

(参考) 項目別評価結果の一覧表

| 項目名 | 評価 |
|-----------------------------|----|
| 1 石川県立看護大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | A |
| 2 石川県立大学の教育研究等の質の向上に関する目標 | A |
| 3 業務運営の改善・効率化に関する目標 | A |
| 4 財務内容の改善に関する目標 | A |
| 5 自己点検評価及び情報提供に関する目標 | A |
| 6 その他業務運営に関する目標 | A |

石川県公立大学法人業務実績評価実施要領

平成24年 3月21日
石川県公立大学法人評価委員会決定
令和 3年 3月23日
石川県公立大学法人評価委員会改正

1 趣旨

石川県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う石川県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定める。

2 評価方針

- (1) 大学の教育研究の特性及び大学の自主性や自立性に配慮しつつ、法人が適正かつ効率的に運営されるよう、法人の業務運営の改善や向上に資するものとする。
- (2) 法人運営の透明性の確保に資するよう、法人の各事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）の進捗状況や中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の達成に向けた取組の成果を明確に示すものとする。
- (3) 法人がより魅力ある大学とするために実施する特色ある取組や工夫に対して、積極的に評価を行うものとする。
- (4) 評価に関する事務が、法人の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

3 評価の種類

法人の業務実績の評価は、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間見込評価」という。）、中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）により実施する。

4 評価方法

(1) 評価の手法

事業年度評価、中期目標期間見込評価、中期目標期間評価は、それぞれ項目別評価及び全体評価により実施する。

ア 項目別評価

評価委員会は、年度計画又は中期計画に定めた最小の事項（以下「小項目」という。）ごとに法人が行った自己評価の内容を検証し、中期目標に定めた最上位の事項（以下「大項目」という。）ごとに5段階で評価を行う。

イ 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務実績の全体について総合的に評価を行う。

(2) 項目別評価

ア 法人による自己評価

- (ア) 法人は、年度計画又は中期計画の実施状況を小項目ごとに、次の4段階で評価し、当該実施状況の評価及びその理由等を記載した業務実績報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。

| 評価区分 | 評価内容 |
|------|-------------------|
| Ⅳ | 年度計画を上回って実施している。 |
| Ⅲ | 年度計画を順調に実施している。 |
| Ⅱ | 年度計画を十分には実施していない。 |
| Ⅰ | 年度計画を実施していない。 |

※中期目標期間見込評価、中期目標期間評価においては、「年度計画」とあるのは、「中期計画」とする。

- (イ) 法人は業務実績報告書に、(ア)に掲げるもののほか、大項目ごとに法人として特色ある取組や工夫などを記載する。

イ 評価委員会による法人の自己評価の検証

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書について、法人に対してヒアリング等を実施し、小項目ごとに法人が行った評価を検証する。

ウ 評価委員会による評価

- (ア) 評価委員会は、イの検証結果に基づき、当該年度における中期計画の実施状況又は中期目標の達成状況を大項目ごとに次の5段階で評価する。

【事業年度評価の評価区分】

| 評価区分 | 評価内容 |
|------|--------------------------------|
| S | 特筆すべき進行状況にある。（特に認める場合） |
| A | 計画どおり進んでいる。（すべてⅢ～Ⅳ） |
| B | おおむね計画どおり進んでいる。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上） |
| C | やや遅れている。（Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満） |
| D | 重大な改善事項がある。（特に認める場合） |

【中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の評価区分】

| 評価区分 | 評価内容 |
|------|-----------------------------------|
| S | 中期目標の達成状況が非常に優れている。(特に認める場合) |
| A | 中期目標の達成状況が良好である。(すべてⅢ～Ⅳ) |
| B | 中期目標の達成状況が概ね良好である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割以上) |
| C | 中期目標の達成状況が不十分である。(Ⅲ～Ⅳの割合が概ね9割未満) |
| D | 中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。(特に認める場合) |

(1) 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価のうち、大学の教育研究等の質の向上に関する目標の評価は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第79条の規定により、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえて実施する。

(3) 全体評価

評価委員会は、(2)の項目別評価の結果を踏まえ、当該年度における中期計画の実施状況若しくは中期目標の達成状況並びに法人の業務実績の全体について、記述式により総合的に評価を行う。

5 評価結果

- (1) 評価委員会は、評価の結果を法人に通知する。
- (2) 項目別評価結果がB又はCの大項目については、法人が自主的に業務運営の改善その他の所要の措置を講ずるものとする。
- (3) 項目別評価結果がDの大項目については、評価委員会が業務運営の改善その他の勧告を行う。

6 業務実績報告書の提出時期

法人は、業務実績報告書を6月末日までに評価委員会に提出する。

7 その他

この要領は、必要に応じて改定を行う。